

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
川崎市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神奈川県川崎市長

公表日
令和6年12月18日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務
②事務の内容	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理及び通知 2. 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の却下通知 3. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 4. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 5. 精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理及び通知 6. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更申請の受理及び通知 7. 精神障害者保健福祉手帳の再交付申請の受理及び通知 8. 精神障害者保健福祉手帳の返還の受理

③対象人数	<p>[1万人以上10万人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
-------	--

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	新福祉総合情報システム(障害福祉システム)
②システムの機能	<p>1 資格管理機能 申請情報、手帳情報、診断書等情報を管理し、受給者情報・手帳更新、転出入、返還情報等の変更を行う。</p> <p>2 判定管理機能 申請から判定、等級決定又は資格喪失となる受給者を管理し、決定通知又は等級変更事由通知及び却下等通知等を出力する。また、対象者の等級または資格更新、喪失等の履歴を一括管理する。</p> <p>3 支給管理機能 手帳の交付・再交付情報等を管理する。</p> <p>4 現況確認 法による診察、入院措置費用の徴収に関し、居所の確認等を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	システム連携基盤

②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>4 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。</p> <p>6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
----------	---

③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、各業務システム)</p>
-------------	---

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 1 住民基本台帳ネットワークシステム [] 1 戸籍住民基本台帳システム</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> [] はい全く口座をノリノリへハノム	<input type="checkbox"/> [] いいえ全く口座ノハノム
	<input checked="" type="radio"/> [] 宛名システム等	<input type="checkbox"/> [] 税務システム
[] その他 ()		
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者手帳情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の22の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項、39の項、40の項、41の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
②所属長の役職名	精神保健課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
精神障害者手帳情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	手帳交付を希望する申請者、現に交付されている者及び交付されていた者、法により入院した者並びにその扶養義務者	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () 	
その妥当性	<p>【識別情報】 ・個人番号、その他識別情報(内部番号) 他機関と情報の提供、照会を行うために必要となる。</p> <p>【連絡先等情報】 ・4情報 精神障害者保健福祉手帳の審査、認定、交付等に必要となる。 ・連絡先 精神障害者保険福祉手帳の審査、認定、交付等にあたり必要となる情報を確認する必要がある。</p> <p>・その他住民票関係情報 精神障害者保健福祉手帳の審査、認定、支給等にあたり、等級程度等を確認等する必要がある。</p> <p>【業務関係情報】 ・地方税関係情報 精神保健福祉法第31条1項に基づき、入院に要する費用徴収の審査、認定、請求等にあたり所得の状況を把握する必要がある。 ・年金関係情報 精神障害者保健福祉手帳の審査、認定、交付等にあたり、障害等級区分を判定するために年金給付情報等を把握する必要がある。</p>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (健康福祉局精神保健課、健康福祉局精神保健福祉センター) [○]行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (各地方自治体) []民間事業者 () []その他 ()	
②入手方法		[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム []その他 ()	
③使用目的 ※		精神保健福祉法に基づき障害手帳の交付等に際し等級の決定、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答等の業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 各区高齢・障害課	
	使用者数	[]<選択肢> 1) 100人以上500人未満 2) 10人未満 3) 50人以上100人未満 4) 10人以上50人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		1 精神障害者保健福祉手帳資格者情報の管理 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、その他情報(障害等級等の手帳の交付に関する情報)等をもとに、精神障害者保健福祉手帳資格者情報の管理を行う。 2 精神障害者保健福祉手帳の審査及び認定 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、その他情報(障害等級の手帳の交付に関する情報)等をもとに、精神障害者保健福祉手帳交付の審査及び認定を行う。 3 入院に伴う費用徴収に係る情報の確認 本人又は扶養義務者の住民票情報、地方税関係情報等をもとに、入院に要する費用の徴収に係る情報の確認を行う。	
情報の突合		・窓口業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。 ・住基システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	<選択肢>	
		1) 委託する 2) 委託しない	
	(1) 件		
委託事項1	新福祉総合情報システムシステム2次運用保守業務		
①委託内容	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢>	
		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満
		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満
		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 アイネス		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢>
			1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
⑥再委託事項	運用保守の一部を再委託。		
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (16) 件 [○] 移転を行っている (7) 件 [] 行っていない	
提供先1	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先2~5		
提供先2	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項	
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先3	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満</p>	

		5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先4	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先5	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先6~10		
提供先6	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	

③提供する情報		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
④提供する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者
⑥提供方法		<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先7	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先8	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	

⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先9	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表77の項	
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] [<input type="checkbox"/> 1,000万人以上]</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム] [<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先10	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項	
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] [<input type="checkbox"/> 1,000万人以上]</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム] [<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]</p>	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先11～15		
提供先11	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] [<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満]</p>	

		5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先12	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表113の項	
②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先13	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項	
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	
提供先14	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	

②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務		
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度		
提供先15	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項		
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務		
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度		
提供先16~20			
提供先16	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項		
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務		
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。))

④移転先の情報	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
移転先1	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先2～5	
移転先2	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項に規定される事務(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務)、18の項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)、20の項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務)、144の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務)、障害者総合支援法による自立支援給付事務
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先3	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務)、障害者総合支援法による自立支援給付事務、知的障害者福祉法による障害福祉サー
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報

④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先4	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項	
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務)	
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先5	こども未来局子育て推進部保育課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項	
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務)及び155項に規定される(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務)	
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

⑦時期・頻度	必要に応じて都度			
移転先6~10				
移転先6	こども未来局こども支援部こども家庭課			
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項			
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項に規定される事務(児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務)			
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者			
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>			
⑦時期・頻度	必要に応じて都度			
移転先7				
移転先7	こども未来局こども支援部こども保健福祉課			
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項			
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項に規定される事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務)及び144の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務)			
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する特定個人情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び交付を受けていた者			
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>			
⑦時期・頻度	必要に応じて都度			
移転先11~15				
移転先16~20				

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 1 新福祉総合情報システム(障害福祉システム)における措置
セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。
- 2 システム連携基盤における措置
システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
- 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【共通情報】

- ・氏名 ・生年月日 ・性別
- ・住所 ・届出住所 ・宛名コード
- ・住民区分 ・住民日(住民となった日)
- ・電話番号 ・送付先 ・連絡先
- ・保護者名 ・保護者電話番号
- ・世帯構成情報 ・障害の種類 ・障害等級
- ・手帳番号 ・基礎年金番号 ・主たる病名
- ・従たる病名 ・医療機関情報 ・旧手帳番号

【資格関連情報】

- ・障害病名 ・障害等級 ・手帳交付日
- ・有効期間

【判定記録関連情報】

- ・障害種別 ・障害の程度 ・判定日 ・障害等級

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者手帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種認定・届出の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・各種認定・届出の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・本人が記載する申請書については、法令規則等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ・情報を入手する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）における他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム連携基盤における措置】 システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。</p> <p>【新福祉総合情報システム（障害福祉システム）における措置】 新福祉総合情報システム（障害福祉システム）での番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の保護に関する条例等の遵守 ・責任体制の整備、作業責任者等の届出 ・作業場所の特定、作業従事者に対する教育の実施 ・作業責任者及び作業従事者の監督 ・守秘義務 ・再委託 ・特定個人情報の管理 ・提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の受渡し、返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償 <p>2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>＜新福祉総合情報システム(障害福祉システム)における措置＞</p> <p>①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>＜新福祉総合情報システム(障害福祉システム)における措置＞</p> <p>①情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の取得・設定により、番号法上認められた情報連携に限定する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②適切なアクセス制御対策により権限外の情報連携を抑制している。また、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行ってている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

10. その他のリスク対策

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

個人情報に関する重大事故について

事案 1 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

1 事案の内容

(1) 発生（発覚）時期

令和 6 年 4 月 8 日

(2) 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和 6 年 3 月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

(3) 原因

事務担当者が足元に個人情報が記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

(4) 影響

404 件（295 世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

(5) 事故発覚後の対応

令和 6 年 4 月 8 日 事務担当者により申請書が所在不明であることが判明

令和 6 年 4 月 8 日～4 月 22 日 事務担当者による搜索を継続

令和 6 年 5 月 1 日 報道発表

令和 6 年 6 月 3 日 個人情報保護委員会より文書指導

2 再発防止策

(1) 国民健康保険事務における再発防止策

- ・該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹

底する。

（2）評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- ・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的 安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- ・全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	<ul style="list-style-type: none">・健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3608・総務企画局コンプライアンス推進・情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
<h3>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</h3>	
①連絡先	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
②対応方法	

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所